



Title	仙覚本成立に至るまで : 万葉集諸本の系統
Author(s)	荒木, 士朗; 戸田, 瞳
Citation	国語国文研究, 134, 15-24
Issue Date	2008-03-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/93363
Type	journal article
File Information	kokugokokubunkenkyu_134-15-24.pdf



仙覚本成立に至るまで

——万葉集諸本の系統——

荒 木 士 朗
戸 田 瞳

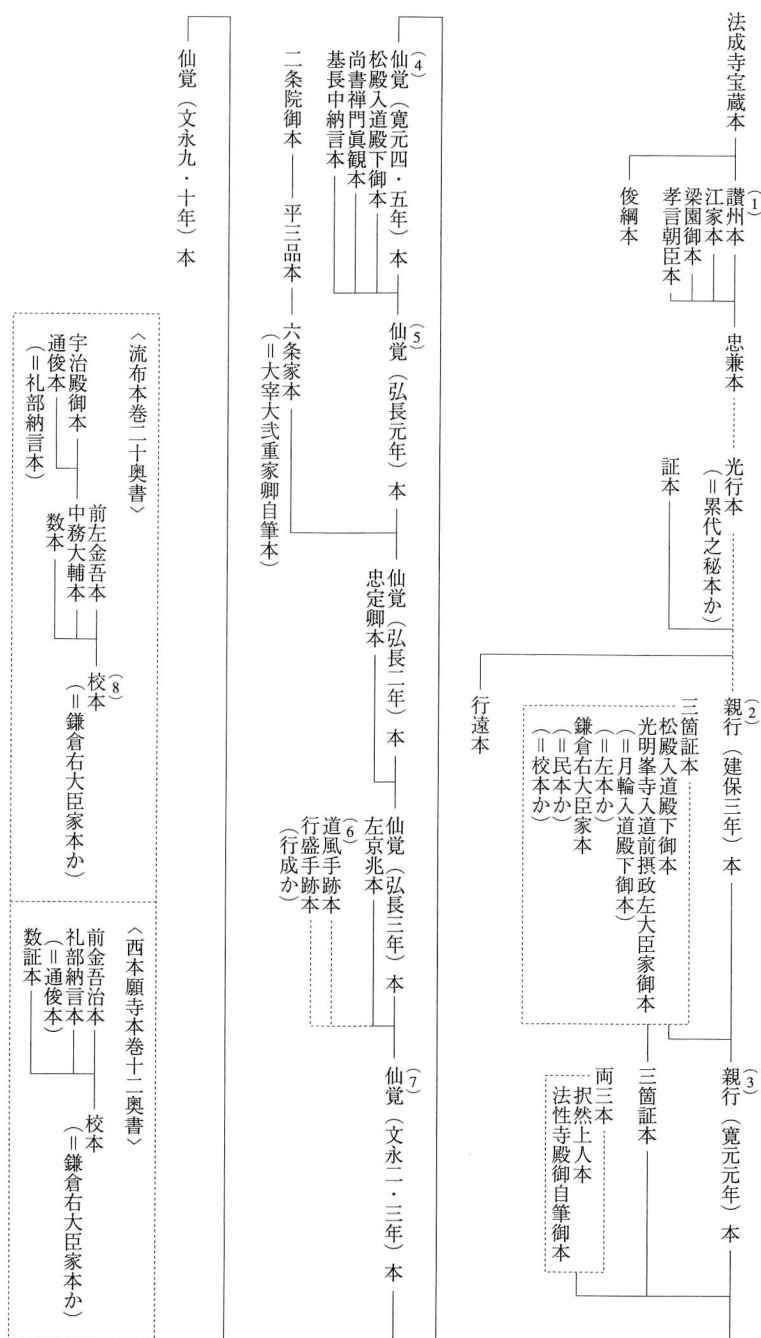
—

万葉集の書写・校訂は、平安朝以来現在に至るまで、数多くなされているが、殊に十三世紀中頃、権律師仙覚が数次にわたって、多くの諸本を校合し作り上げた仙覚校訂本は、万葉集の伝来と万葉集研究に甚大な影響を与えたといえる。現存する万葉集の諸本を見ると、非仙覚系の重要な伝本も見られるものの、多くが仙覚の校訂作業の影響を受けた、いわゆる仙覚本系諸本である。また、現在広く使われている『校本萬葉集』や種々の注釈書も、仙覚本系の伝本をその底本としている。現在の万葉集研究は、仙覚の偉大な業績を礎として成り立っていると言っても過言ではなからう。

さて、仙覚が校訂に用いたとされる諸本は一切現存していない。しかし仙覚は、自らが校訂に用いた諸本の出自、相互関係や系統を

奥書に記しており、それにより私たちは、現存しないそれら諸本の系統・伝来を推測することができる。現在通行している万葉集の諸本系統図はいくつかあるが、主なものとして澤瀉久孝氏の『万葉集新釋 下』や佐佐木信綱氏の『万葉集事典』が挙げられる。澤瀉・佐佐木両氏の諸本系統図は、林勉氏『別冊国文学万葉集事典』所収）や坂本信幸・毛利正守両氏『万葉事始』などの系統図に受け継がれている。だが、それらの諸本系統図は、奥書から窺い知られる諸本の関係が簡明に表されている反面、紙幅の都合もあつてか、仙覚がどの段階でどの伝本を校合したか、系統関係がいかなる根拠に基づくものであるかなどの詳細な説明はなされていない。また、仙覚の奥書自体の難解さのため、系統関係の認定には疑問の余地も残っており、さらには誤植と思しき箇所も見受けられる。先学の教えに依拠しつつも、再度奥書を詳しく読み解き、諸本の関係・系統を再確認してみる余地があるのではないだろうか。

本稿では、改めて流布本諸本の奥書の解説を試み、そこに記された系統関係を精査し、「二」に、その記述を可能な限り忠実に反映させた諸本系統図を示した。この試みは私たちの能力を超えるものであり、本稿はいわば未定稿であるが、もしも今後の研究の進展にいささかでも役立つことがあれば幸いである。図中の諸本の名称は流布本によるが、一部これに従わないものもある。また、問題箇所及び詳しい説明が必要な箇所については、「三」において解説を加えた。「二」の各項目の番号は、「二」の図中に示した番号に対応する。なお、流布本万葉集奥書の引用は主に『校本萬葉集』および『新增補版校本萬葉集』に、その他の諸本（飛鳥井本、京大本など）の引用は武田祐吉氏「『万葉集』仙覚本の研究」付載『万葉集』仙覚本研究資料（『万葉集書誌』）による。本文には適宜句読点を加え、旧漢字は新漢字に直し、割注は【】の中に記した。引用者の判断により傍線等を付した箇所もある。



三

(1) 讃州本・忠兼本の成立

流布本万葉集卷二十奥書に

先度書本云、斯本者、肥後大進忠兼之書也。件表紙書云、以讃州本書寫畢。以江家本校畢。又以梁園御本校畢。又以孝言朝臣本校畢者、可謂証本者歟。

とあるように、忠兼本は讃州本を書本とし、江家本、梁園御本、孝言朝臣本により校合を行ったものである。「讃州」とは讃岐守などを歴任した藤原顕綱(一〇二九〜一〇三?)のことであり、「讃州本」とは、『袋草紙』(上巻「故き撰集の子細」)の

万葉集、昔は在る所希なりと云々。而して俊綱朝臣、法成寺宝藏の本を申し出でてこれを書写す。その後、顕綱朝臣また書写す。これより以来多く流布して、今に至りて諸家に在りと云々。という記述から、法成寺に蔵してあった万葉集を顕綱が書写したものであると考えられる。

なお、「法成寺」は藤原道長(九六六〜一〇二七)が治安二年(一一〇二)に土御門殿の中に創建した寺、「俊綱朝臣」は橘俊綱(一一〇二〜一〇九四)、「孝言朝臣」は惟宗孝言(一一〇一〜一五?)、『詞林采葉抄』第十「万葉集點和」に「藤原孝言」とあるのは誤りであろう、「忠兼」は藤原忠兼(生没年未詳)を、それぞれ指す。また、俊綱本については、仙覚本の成立に直接的な関わりはないが、この記述により存在が確認されるため、図に加えた。

(2) 親行(建保三年)本の成立と光行本の位置付け

飛鳥井本万葉集卷二十奥書に

書本云 建保三年夾鐘十日、以累代之秘本終一部之書功、重同証本令校合畢。時也卜禪林之古寺、甌勝地之春山、巖腹雪消草抽三分之緑、林頭露覆花散数片之紅、加之曉排松戸霞中之月朧々、夕遊竹窓雨後之風習々、視聽所触感懷自然也耳。 大炊権助源

親行

とあるように、源親行(生没年未詳)は建保三年に「累代之秘本」を書写し、「証本」による校合を行っている。また紀州本万葉集卷十奥書には

本云 斯本者、肥後大進忠兼書也。而施入雲寺了。予借讀彼寺香山房所書寫也。件表紙書云、以讃州本書寫了。又以孝言朝臣本校了。又以梁園御本校了者、可謂証本者歟。

校本云 一宮内本一校了

此書 建保七年潤二月廿五日、於相州鎌倉借讀大監物光行本所書寫也。願以愚質之微功備人丸之納受而已。 行遠

とあり、建保七年に源行遠(生没年未詳)が「大監物光行本」を書写したことが判明する。この奥書から、光行本・行遠本・紀州本(巻十まで)はいずれも「斯本者、肥後大進忠兼之書也……」という同種の記述を持つ忠兼本の系列に属するものであると考えられよう。親行がいうところの「累代之秘本」が何を指すかは飛鳥井本の記述だけでは判断できない。しかし、親行本を書本とした仙覚本にもやはり「斯本者、肥後大進忠兼之書也……」の記述が見られることから、親行本も光行本と同じく忠兼本系列にあると考えられ、さらに光

行・親行が親子であることも考慮すると、「累代之秘本」を光行本と同一のものと推測することができる。

なお、行遠本は(1)の俊綱本同様、仙覚本成立との直接的な関わりは持たないが、親行本と同じく光行本から繋がっていることがここから判明するため、図に加えた。

(3) 親行（寛元元年）本の成立と三箇証本

流布本万葉集卷一奥書に、

此本者正二位前大納言征夷大將軍藤原卿、始自寛元元年初秋之比、仰付李部大夫源親行、校調萬葉集一部為令書本、以三箇證本令比較親行本了。同四年正月、仙覚又請取親行本并三箇本、重校合畢。是則一人校勘依可有見漏事也。三箇證本者、松殿入道殿下御本【節中納言伊房卿手跡也】、光明峯寺入道前攝政左大臣家御本、鎌倉右大臣家本也。

とあり、京大本万葉集卷一奥書には、

於是正二位前大納言征夷大將軍家、始自寛元々年初秋之比、仰付源李部親行朝臣、治定万葉集一本為令書本、以三両本令比較親行本了。同四年正月、仙覚又請取親行朝臣本、并三両本重校合了。是則一人校勘依可有見漏事也。三両本者、松殿入道殿下御本、葦穂色紙紫表紙黒木軸、彼御本不慮之外備後守三善康持被給々々。鎌倉右大臣家本、厚様表紙赤木軸貝尾長鳥九。月輪入道殿下御本【青羅表紙草子十帖】一帖複二卷。

とある。親行と仙覚が使用したという「三箇証本」「三箇本」「三両本」はすべて同一のものと見なし、ここでは「三箇証本」と名称を

揃えた。なお、「松殿入道」は藤原基房（一一四五～一二三〇）、「鎌倉右大臣」は源実朝（一一九二～一二一九）である。また、「光明峯寺入道前摂政左大臣」は藤原（九条）道家（一一九三～一二五二）であり、道家は「月輪入道」九条兼実（一一四九～一二〇七）の孫に当たするため、光明峯寺入道前摂政左大臣家御本と月輪入道殿下御本は同一本で、兼実から道家へ相伝されたものと考えられる。

一方、飛鳥井本万葉集卷一奥書には

寛元々年後七月廿三日以両証本【民左】校点了。親行云々

とあり、松殿入道殿下御本がなぜ記載されていないのかは不明であるが、【民左】については武田祐吉氏が『万葉集』仙覚本の研究（『万葉集書誌』）において

鎌倉右大臣は源実朝である。実朝の所持した本は、藤原定家の贈った一本のあることが知られている。すなわち『明月記』建暦三年（一二二三）十一月八日の条、『吾妻鏡』同年十一月二十三日の条に、藤原雅経に托して相伝の秘本の『万葉集』を贈ったことが見えている。藤原定家が相伝の秘本といえるものは証本の一となすに足るであろう。源親行が両証本【民左】と称したのは一は民部卿藤原定家の民を取り、一は光明峯寺前摂政左大臣の左を取ったものではなかろうか。と指摘している。

(4) 仙覚（寛元四・五年）本の成立と両三本

流布本万葉集卷一奥書には

同四年正月、仙覚又請取親行本并三箇本、重校合畢。…（中略）

：此外又以兩三本令比較畢。而依多本直付損字書入落字畢。寛元四年十二月二十二日、於相州比企谷新釈迦堂僧坊、以治定本書寫畢。同五年二月十日校點畢。又重校畢。

とあり、一方京大本万葉集卷一奥書には
同四年正月、仙覺又請取親行朝臣本、并三兩本重校合了。…〔中略〕…又以忞然上人本校了。而依自本直付損字書入落字了。
とある。両者の記述を照らし合わせると、兩三本の一つが忞然上人本であることは確実と言えよう。

さらに流布本万葉集卷二十奥書には
次歌詞高下不同者、如光明峯寺入道前攝政家御本、鎌倉右大臣家本、忠兼本者、歌高詞下。先度愚本移之畢。法性寺殿御自筆御本又同之也。

と記されている。「法性寺殿」とは藤原忠通（一〇九七～一一六四）のことであるが、吉永登氏が「仙覺の萬葉集校合に寄與した人々」において

ところで、今一本必ず彼頼經の手より出たと思はれるものがある。それは年次不明の校本中、法性寺殿御自筆御本と呼ばれるもので、此の本は前掲系図が示す通り、頼經の高祖父藤原忠通の自筆本であるから、忠通の自筆といふ貴重性から考へ、且つ公家のあまり居なかつた鎌倉といふ土地柄から考へて他家にあつたとは無理であらう。果して然らば、頼經は寛元四年の七月には事によつて鎌倉の地を永久に去つてゐるのであるから、此の本が必ずそれ以前の寛元四年正月第一次の校合の用に供せられたとしても決して不當な想像ではない。

と指摘するように、この法性寺殿御自筆御本も兩三本の一つではないかと思われる。

また流布本万葉集卷一奥書には

弘長三年十一月、又以忠定卿本比較畢。凡此集、既以十本遂校合畢。

とあり、その他の奥書の記述も考え併せると、仙覺は弘長三年までに、書本である親行寛元元年本以外に、①松殿入道殿下御本、②光明峯寺入道前摂政左大臣家御本、③鎌倉右大臣家本、④⑤⑥「兩三本」、⑦尚書禪門眞觀本、⑧基長中納言本、⑨六条家本、⑩忠定卿本を用いたと推測され、「兩三本」は先に述べた忞然上人本・法性寺殿御自筆御本以外にもう一本あつたのではないかと考えられる。ただし、道風手跡本や行盛手跡本など校訂時期の不明な諸本も見られるため(⑥参照)、「兩三本」「十本」が概数である可能性も否定できない。

(5) 仙覺（弘長元・二・三年）本の成立

流布本万葉集卷一奥書に、

仍去弘長元年夏比、又以松殿御本并兩本〔尚書禪門眞觀本、基長中納言本也〕遂再校紕文理訛謬畢。又同二年正月、以六条家本比較畢。此本異他、其德甚多、珍重々々。彼本奥書云、承安元年六月十五日、以平三品經盛本手自書寫畢。件本以二条院御本書寫本也。…〔中略〕…弘長三年十一月、又以忠定卿本比較畢。

とある。この「松殿御本」は親行寛元元年本および仙覺寛元四・五年本の校合に使用された「松殿入道殿下御本」と同一と判断し、こ

こでは名称を揃えた。なお、「尚書禪門眞觀」は藤原光俊（一二〇三～一二七六）を、「基長中納言」は藤原基長（一〇四一～一一〇七）を、「平三品」は平経盛（一二二五～一一八五）を、「忠定卿」は藤原（中山）忠定（一一八八～一二五六）を指す。また、「六条家本」については流布本万葉集卷二十奥書の

於是去弘長二年初春之比、以大宰大貳重家卿自筆本令校合之、處於漢字之右被付仮名。彼本第一卷奥書云、承安元年六月十五日、以平三品経盛本手自書写畢。

という記述と照らし合わせて、「大宰大貳重家卿自筆本」と同一のものであると判断できる。

(6) 道風手跡本・行盛手跡本の位置付け

流布本万葉集卷二十奥書に、

次歌詞高下不同者、如光明峯寺入道前攝政家御本、鎌倉右大臣家本、忠兼本者、歌高詞下。先度愚本移之畢。法性寺殿御自筆御本、又同之也。雖然古本并非可然本々、多以端作詞者指筆書之、歌者引下書之。所謂松殿御本、二条院御本之流、并忠定卿本、尚書禪門本、左京兆本、皆同。道風、行盛等手跡本、同以詞筆歌下。

とあるが、これら二種類の本は、鎌倉右大臣家本や忠兼本、左京兆本など校合年次の異なる諸本と並べられている上、他の奥書には見えないため、校合年次が未詳である（なお、「行盛等手跡本」について、西本願寺本、神宮文庫本、温故堂本、大矢本、京大本は「行成等手跡本」と伝える）。流布本万葉集卷一奥書の

弘長三年十一月、又以忠定卿本比較畢。凡此集、既以十本遂校合畢。

という記述を信用する限りにおいては、道風手跡本および行盛手跡本は、仙覚弘長三年本成立以前には使用されていなかったと考えられる（4）において考察したように、「十本」の中にこれら二本が数えられる余地は残されていない）が、「十本」が概数である可能性、さらには「十本」が主に用いられた校本であるに過ぎず、その他にも閲覧したものがあつた可能性を考慮すれば、やはりこれらの使用年次を限定することはできない。ここでは便宜上、仙覚が既にこれらを閲覧していたと確実に言える時期、文永二・三年度の校本として、図に示した。

仙覚がこの二本を校本として特記していないことについては、武田祐吉氏が「『万葉集』仙覚本の研究」（『万葉集書誌』）において

零本であつて特にあぐるまでもないと思つたか、またはいづれも貴重の本で校合をなすほどの閲覧を許されなかつたか。または他に何かの子細があつたか何ともわからぬことである。と述べ、それを受けて吉永登氏が「仙覚の萬葉集校合に寄與した人々」において

この本を仙覚が校本として挙げてゐないことについても、博士は貴重で十分被閲の餘裕が與へられなかつたか、零本であつたためであらうと推定して居られるが、一應校合せられてゐることでもあるから零本であつたと考へられるべきで、その理由も別に存する。

としている。

(7) 仙覺（文永二・三・九・十年）本の成立

流布本万葉集卷一奥書に、

又文永二年閏四月之比、以左京兆本【伊房卿手次也】令比校畢。而後同年五六兩月之間終書寫之、功初秋一月之内令校點之畢。

文永三年八月十八日 權律師仙覺

飛鳥井本万葉集卷四奥書に、

文永九年八月八日一校畢。 仙覺

流布本万葉集卷一奥書に、

本云 文永十年八月八日於鎌倉書寫畢。

などとあるによつた。なお、「左京兆本」の左京兆とは、藤原顯輔（一〇九〇～一一五五）を指す。

(8) 校本と鎌倉右大臣家本

流布本万葉集卷二十奥書に、

又校本云、以前左金吾本書寫畢。保安二年七月、以数本比校畢。

又以中務大輔本校畢。件本表紙書云、以宇治殿御本通俊本校畢者。

西本願寺本万葉集卷十二奥書に、

書本云 校本云、以前金吾治本寫了。以礼部納言本見合之了。以数

証本校合了。

という記載がある（流布本にある「件本」は直前の「中務大輔本」を指すものと思われるが、その場合、両奥書は「二」の系統図に示したように一致しない）。「前左金吾」は藤原基俊（一〇五六～一一四二）を、「宇治殿」は藤原頼通（九九二～一〇七四）をそれぞれ指

す。また、「通俊」は藤原通俊（一一〇四～一一〇九九）で、彼が「礼部納言」とも呼ばれたことから、礼部納言本と通俊本は同一のものであると言える。

この「校本」が具体的にどの本を指すかは明らかにしておらず、武田祐吉氏は『万葉集・仙覺本の研究』（『万葉集書誌』）において、鎌倉右大臣は源実朝であつて、その所有した『万葉集』は、たぶん藤原定家の贈つたものであらう。藤原定家が『万葉集』を実朝に贈つたことは『明月記』および『吾妻鏡』に見え、その『万葉集』は相伝の秘本であつたと伝えてゐる。定家の父俊成は藤原基俊の門に入つてはじめ顯広と称した。基俊の本をもつて書寫し、保安二年に校合をなしたこと、彼の壮年時代として不相当でない。

と、校本が鎌倉右大臣家本と同一である可能性を示した。この説を氏は後にも、『萬葉集諸本系統の研究』（『校本萬葉集 一』）、及び『万葉集』の校定（『万葉集校定の研究』第四章）において繰り返しており、私見でも武田氏同様に、定家の家に伝わる万葉集が実朝の手に渡つた後、「鎌倉右大臣家本」と称されるようになったとする。確固たる証拠には欠けるものの、松殿入道殿下御本や光明峯寺入道前摂政左大臣家御本（月輪入道殿下御本）と実朝の關係が見えてこない中で、定家が実朝に万葉集を贈与している事実や、定家の血縁者と左金吾基俊との交流は、「鎌倉右大臣家本」が校本である可能性をいっそう高める。

だが、武田氏のように保安二年（一一二一）に校合をなしたのが俊成（一一一四～一二〇四）であると考えるのは、いささか無理が

あるように思う。氏はこの時期を俊成の壮年時代とするが、既に寺島修一氏「御子左家相伝の『万葉集』の形態」において指摘があるように、俊成は当時八歳であり、この時点で校合作業をなしたこと、さらにそれ以前に書写を行ったことを想定するのは困難であろう。

また、基俊との師弟関係を根拠に万葉集の貸借を想定することも不可能である（『無名抄』『三位入道基俊成弟子事』によれば、基俊への入門は俊成二五歳のときとされる）。もっとも、『萬葉集抄・仙覚・仙覚本』（『万葉集大成』2 文献篇）において

校本といふのは、三證本の一なるべく、基俊は、定家の父俊成の歌道の師であるから、この本は、鎌倉右大臣家本をさすものとする推測が可能である。

と、保安二年の校合を俊成によるものとする表現が避けられていることから察するに、あるいはこのとき既に武田氏自身、誤りに気付いていたようでもある。

さて、基俊と同時代を生き、かつ俊成・定家と血縁関係にあった人物としては、俊成の父俊忠（一〇七三―一一二三）が存在する。

無論これも確固たる証拠を持たず、推論の域を出ないものであるが、保安二年に基俊の本を書写・校合した（書写はこれ以前に行われている可能性もあるが）人物を、俊忠と推測することはできまいか。

俊忠は保安四年に没しているが、このときまだ五〇歳前後であり、その二年前に校合をなすことは可能だったと思われる。なお基俊と俊忠との接点は、長治元年（一一〇四）五月に俊忠の催した「左近権中将俊忠朝臣家歌合」に「前兵衛佐基俊」の名が見えることから認められる。

さらに、この歌合に同席していた藤原道経（生没年未詳）は俊忠・基俊両者と深い交流があったようであり、大友洋子・玉井幸助両氏の研究によると、有力な資料には欠けるものの、道経の妹である長子（讀岐典侍）が俊忠に嫁していた可能性さえある。また、俊成が基俊に入門する際に道経を仲立ちとしたことは『無名抄』に見え、それが道経と俊成の伯父・甥の関係によるものか否かは判断しなないが、俊成が父俊忠ではなく敢えて道経を仲介者としたことに鑑みて、俊忠・基俊の関係もやはり道経に取り持たれる部分が大きかったのではないかと思われる。万葉集の貸借が両者の間で実際に行われていたか、また仮に行われていたとして、それが直接的なものであったか、道経という仲介者を置いて行われたものであったか、詳らかにならない点は多々残るが、一つの可能性として、ここに記しておく次第である。

（参考文献）

- ・武田祐吉『万葉集書誌』（古今書院・一九二八年、『武田祐吉著作集 第六巻 万葉集篇Ⅱ』角川書店・一九七三年九月所収）
- ・佐佐木信綱編『校本萬葉集』（岩波書店・一九三二年六月）・同増補版（一九八〇年九月）
- ・澤瀉久孝『万葉集新釋 下』（星野書店・一九三二年三月）
- ・佐々木信綱『萬葉集の研究 一 仙覚及び仙覚以前の万葉集の研究』（岩波書店・一九四二年二月）
- ・武田祐吉『万葉集校定の研究』（明治書院・一九四九年、『武田祐

吉著作集 第六卷 『万葉集篇Ⅱ』 角川書店・一九七三年九月所収
・澤瀉久孝等編 『万葉集大成 2 文獻篇』 (平凡社・一九五三年八月)

(あらかしろう・北海道大学大学院修士課程修了)
(とだひとみ・北海道大学大学院修士課程)

・佐佐木信綱 『万葉集事典』 (平凡社・一九五六年六月)

・上田英夫 『萬葉集訓點の史的研究』 (塙書房・一九五六年九月)

・前野貞男 『万葉書誌学』 (忍書院・一九五六年九月)

・玉井幸助 『日記文学の研究』 (塙書房・一九六五年一〇月)

・稲岡耕二編 『別冊国文学万葉集事典』 (学燈社・一九九四年七月)

・坂本信幸・毛利正守編 『万葉事始』 (和泉書院・一九九五年三月)

・佐竹昭広等編 『袋草紙』 (新日本古典文学大系・岩波書店・一九九五年一〇月)

・玉井幸助 『讃岐典侍日記作者について』 (『史学雑誌』 四〇—九・一九二九年九月所収)

・吉永登 『仙覚の万葉集校合に寄与した人々』 (『国語国文』 一七—五・一九四八年八月所収)

・大友洋子 『讃岐典侍日記作者考証——藤原長子、俊成卿母のことについて——』 (『女子大國文』 一〇・一九五八年一〇月所収)

・上田英夫 『万葉集仙覚本について——校勘と訓点のこと——』 (『国語と国文学』 四三—一・一九六六年一月所収)

・新谷秀夫 『礼部納言本と大中臣家——『万葉集』伝来をめぐる臆見』 (高岡市万葉歴史館紀要 九・一九九九年三月所収)

・寺島修一 『御子左家相伝の『万葉集』の形態』 (『武庫川国文』 六五・二〇〇五年三月所収)